

## Vol.49 「ルールの前に何がある？」

WIPO 事務局長補 夏目 健一郎

## 1. 生活の一部に

AIが話題にならない日は無く、我々も日常生活の中でAI、とりわけ生成AIに色々なことを質問したり、場合によっては相談することが当たり前になってきている。スマートフォンが無い生活が考えられないのと同様に、AIが無い生活も考えられない、という方も多くなっているのではないかと。

その一方でAIが仕事を奪うのではという懸念、膨大なエネルギーを消費し環境に優しくなれないという指摘、さらに最近では、ソフトウェアのリスクや脆弱性を見つけ出す能力があまりに高く危険であるとして一般公開を見送るケースも出るなど、問題、懸念も示されている。

## 2. 知的財産関連の問題は？

知的財産の文脈に目を向けてみるとやはり問題はあつた。その一つの例が、AIの学習に利用されるデータの扱いである。インターネット上には、写真、イラスト、画像（静止画、動画）、記事、小説、音楽など様々な著作物がアクセス可能な形で存在する。これらの膨大な情報を生成AIの学習のために利用している。これらの著作物の作者や権利者は、彼らの著作物がAIの学習のために利用されている一方で、著作権料などの報酬が得られずタダ乗りであると問題視する声がある。実際に各地で裁判が行われていることは知られているところである。

こうなると行政当局に対して何らかのルールを作ることが求められ、国際機関であるWIPOとしても、国際的なルールができない

のかという声が出てくることは想像に難くない。

## 3. WIPOの対応は？

では、WIPOはこの問題に対してどう対応するのか。

国際機関であるWIPOではその意思決定は加盟国によってなされ、原則コンセンサス（全会一致）で意思決定がなされる。現在、WIPOの加盟国は194カ国であり、これらすべての国が合意する必要がある。194もの加盟国があると様々な考え方があることは想像に難しくなく、コンセンサスの形成が常に容易とは限らない。WIPOではいくつもの国際条約が策定されているが2024年に成立した最も新しい条約は20年という交渉期間を経てようやく合意に至ったという経緯がある。このように国際機関で新しいルールを作ることはそこまでスピーディーにできるわけではない。

AIと知的財産に関しては、加盟国各国で様々な見解があり、議論が行われており、更には同じ国の中でも業界によって考え方が異なるケースもあり、すべての関係者が合意できるような方向性が現時点で見通せるという状況にはないというのが現実でもある。

だからといってWIPOがこの重要な問題に対してただ指をくわえて傍観しているわけにはいかないことも事実である。そこでWIPOが考えるアプローチを紹介したい。

一言でいえば、いきなり国際ルールを目指すのではなく、現実的にできる解を探す、というものである。具体的には加盟国間での交渉によ

る国際ルールの形成を目指すのではなく、現実の問題 - 著作物がトレーニングに使われている一方で、クリエイターや権利者側に報酬などがフィードバックされていない - に応えるために技術的にできることは何か、を現場にいる関係者の間で話し合う場を設けるというものである。

報酬などを求めるクリエイター、権利者側とトレーニングにデータを活用したい開発者側のエキスパートが集まり、本音ベースで議論をしてどのようなメカニズムがこの問題に応えることができるかを検討する、というものである。これをインフラストラクチャ（infrastructure）（基盤）と呼び、議論をする場をAI Infrastructure Interchange、略して「AIII」と名付けた。ちなみに、イー・アイ・アイ・アイではなく、イー・トリプル・アイと読んでいただければ有難い。2026年3月17日にAIIIを立ち上げ、取り組みをスタートさせた。スペイン、モロッコから閣僚級の参加を得るなど関係者の関心の高さがうかがえる。

AIIIが従来の加盟国間の国際交渉と大きく異なる点は、実際に細かい議論をするのは加盟国の交渉官ではなく、クリエイター、権利者、企業の現場の専門家たちであるという点である。実際にどのような技術的メカニズムが既に存在して、それらは機能しているのか、機能していないのか、またどのような機能、仕組みがあれば権利者・クリエイター側と開発者側の双方が許容できるのか、という極めて現実的な議論を現場で行うというものである。Technical Exchange Network（これまた略してTENと

呼ぶ）というグループを作り、ここにクリエイター、権利者、産業界からの専門家に集まってもらい議論をする。TENも早速メンバーが集まり、議論をスタートした。世界各国から100人規模の参加を得て、現在集中的に議論をしているところである。TENは参加者間で本音ベースで議論をしてもらうことを意図しており、会合自体は非公開である。同時に透明性の確保も重要であることは十分認識しており、TENの議論は2026年11月11日に開催されるAIIIパブリックミーティングで議論の内容を共有する計画である。

また加盟国からの関心が相当以上示されれば、TENと並行して政府間エキスパートグループという形で加盟国間で情報交換をする場を設けることも検討する方向である。

AIと知財を巡る議論は今後も尽きないが、WIPOにおける議論が世の中に貢献できるものになることを願って事務局として議論をサポートしている。

## 4. このコラムのタイトルは？

AIが日常に溶け込んでいるが、このコラムもAIに書いてもらうこともできたが、さすがにそれは気が引けるので、やはり人間が書いている。ただ、一つの試みとして、このコラム本文のテキストを生成AIに入力して、これにふさわしいタイトルを検討してもらった。何回かのプロンプトを経て得たタイトルが冒頭のものである。さて、皆様のお気に召したであろうか。

## NATSUME, Ken-Ichiro (WIPO 事務局長補)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、PCT国際協力部長、PCT法務・国際局上級部長を経て、2021年1月から現職。なお、本稿は筆者個人の見解に基づくものであり、筆者の所属するWIPOの見解ではない。